

千葉県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正理由

「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号）」の通知に基づき、押印について所要の改正を行うもの。

2 改正内容

押印欄がある全様式について、押印を廃止する。

3 施行期日

令和3年10月1日

※千葉県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の概要

都道府県は、恩給法上の公務員、都道府県の退職年金条例（本県の条例名は、「千葉県恩給条例」）の適用を受ける職員、市町村の教育職員について、恩給並びに退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間を相互に通算することとされており、その通算に関する条例の施行規則。